

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B市所在のC会社Dに営業職として勤務していたが、平成〇年〇月〇日に営業のために普通自動車で移動中、信号待ちで停車しているところを後続車に追突されて負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、同日、E医療センターに受診し、「頸椎症性せき髄症」と診断され、その後、F整形外科・外科クリニックで療養の結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害について検討すべきものは、請求人の自訴や医証から、せき髄の損傷による神経系統の障害、左肩関節等の関節の機能障害、難聴・耳鳴り・めまい、排便・排尿障害及び頭頸部等の神経症状であると認められる。

(2) せき髄損傷による障害について、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の傷病を頸椎症性せき髄症と診断しているが、その根拠となる神経学的異常所見についてはほとんど示していない。一方、H医師は、同年〇月〇日付け意見書において、MRI検査でC3/4に神経圧迫を認めるものの、その部位は左側、前外側部であり、四肢の腱反射は正常で、上下肢の病的反射は認めないと述べている。

当審査会としては、上記医証からみて、頸椎症性せき髄症と診断し得る客観的根拠はないと判断する。

(3) 関節の機能障害について、G医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、各関節の可動域角度の測定結果を示し、頸部は参考可動域角度の2分の1以下に、左肩関節は健側の2分の1以下に、左股関節は健側の4分の3以下に、左足関節は健側の4分の3以下に、それぞれ制限されていると所見しているところ、これらの関節には明らかな器質的異常所見は認められず、本件事故との相当因果関係を医学的に説明できないことから、当審査会としては、上記関節の機能障害を本件事故による後遺障害と認めることはできないと判断する。

(4) 難聴について、平成〇年〇月〇日付け耳鼻咽喉科IクリニックJ医師作成の診断書によれば、請求人の平均聴力レベルは、右22.5dB、左20dBであり、鼓膜に外傷を認めないことから、障害等級認定基準に定める聴力障害に

も耳鳴りにも該当しない。めまいについても、眼振を認めず、めまいの症状が医学的にみて合理的に推測できるとはいえないことから、障害には該当しないと判断する。なお、請求人は、排尿・排便障害についても主張するが、医学的に同症状を説明し得る客観的根拠は認められないことから、後遺障害と認めることはできない。

- (5) 頭頸部、腰部等に残存する神経症状について、請求人は、同部位に痛みやしびれが残存すると主張し、H医師は、上記意見書において、左肩、左前腕、左下肢に痛みやしびれが残存し、その程度は障害等級第12級の12（局部に頑固な神経症状を残すもの）に該当すると述べている。

当審査会としても、請求人のこれらの症状の程度等からみて、同医師の意見は妥当であり、請求人に残存する神経症状は、障害等級第12級に該当すると判断する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。